

すてきな笑顔と花のまち

HIGASHIKAGURA

東神楽

2

2023
February
No.701





The mayor column



花のまち随想

東神楽町長 山本 進

令和5年(2023年)も始まり、あつという間に1月が経とうとしています。3年前から続くコロナ禍は、現在、第8波になっています。北海道の感染状況は、他の都府県に比べて比較的落ちついており、減少局面にはあると思いますが、インフルエンザとのダブル流行もありますので、引き続き感染予防対策にご協力いただきませうお願いします。

役場は、1月7日からの3連休で仮庁舎に引越をしました。仮庁舎は、文化ホールとなるところで、予定されているステージ等はできていませんが、一時的に役場機能の維持のために使用します。入口が南5条通りに面した南側1か所となり、分かりにくくご不便をおかけしますが、よろしくお願います。また、駐車場から役場への入口は傾斜もあり、冬道のため滑りやすくなっています。滑り止め対策等はしておりますが、役場にご用の際はお気をつけください。話は変わりますが、ロシアがウクライナに侵攻をしてもうすぐ1年になります。未だ停戦の動きもなく、戦争は継続され、人々の悲しみは続いています。戦争の開始にはさまざまな理由があるのでしょうが、一方的に武力で他国に侵略することは許されない行動で

す。改めてロシアの蛮行に対して強い憤りを感じています。

コロナ禍やウクライナ侵攻でそれぞれどの国の体制、民主主義国家か権威主義国家かで、その行動に大きな違いがありました。強い国家権力で国民の行動制限をしてコロナを抑さえ込む国もあれば、あまり人権を抑制するような行動をとらない国もありました。新型コロナウイルスは未知の病だったので、仕方のない面もあるかと思いますが、やはり、人々の自由な行動を抑えるには、最低限のものがないといけないと思います。民主主義が完璧かと言われれば、決してそうではありません。しかし、第二次世界大戦時のイギリスのチャーチル首相は、民主主義について次のような言葉を残しています。「民主主義は最悪の政治形態である。ただし、過去の他のすべての政治形態を除いては。」

民主主義は完璧ではないけれど、やはり、民主主義は最大限尊重されるべきです。そしてその基礎には、私たちが住んでいる地域で行われている自治があります。自ら決定して実行する大切さ、仮に誤っても回復するしなやかさは、地域での自治が基礎にあると思います。

はなひとわ

目次 CONTENTS

- p3 まちのできごと
- p4~11 Pick up
- p12 スマイルキッズ
- p13 花のまち NEWS
- p14 子育て保健案内板、図書館
- p15 健康食育コラム
- p16~21 まちの情報案内板
- p22 イベントカレンダー

今月号の表紙は『二十歳のつどい』の様子をまとめた組み写真です。成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、『成人式』に代わる式典として開催され、晴れの日、友人との再会を喜ぶ声がたくさん聞こえてきました。20歳になられた皆さま、おめでとうございます。

役場機能が仮庁舎へと移転しました。引っ越し作業が大変なのは自宅でも職場でも同じで、普段から整理整頓しておく大切さを改めて実感しました。(遠)

人口と世帯数 9,945人(-24) [-165]

令和4年12月末現在 ▼男 4,707人(-5) [-65]

()内は前月比 ▼女 5,238人(-19) [-100]

[]内は前年同月比 ▼世帯数 4,362戸(-11) [-32]

Higashikagura Town News

まちのできごと



このページの掲載写真は、希望があればご本人に差し上げますのでご連絡ください。

■ まちづくり推進課 ☎83-2113

01 新春恒例！東神楽消防団出初式

新春恒例行事となっている東神楽消防団出初式が開催され、粉雪が舞う中、団員たちは災害のないまちを目指して新年の誓いを立てました。その後、役場前から総合福祉会館まで分列行進が行われ、真剣な表情と力強い足取りで堂々と行進を行っていました。



02 冬の遊び場『ウパシの森』が今冬も！

ひがしかぐら森林公園パークゴルフ場内に『ウパシの森』がオープンし、町内や近郊から訪れた家族連れでにぎわいました。四輪バギーやスノーラフティングなど、子どもも保護者も一緒に体験して楽しんでいました。2月26日までの土日祝日に営業予定ですので、お子さんと一緒に冬を楽しみましょう！

03 商工会青年部から20歳の皆さんに記念品！

東神楽町商工会青年部から、町内の20歳の皆さんに記念品としてボールペンが寄贈されました。昨年開催されたチャリティービールパーティーの収益を充てたもので、青年部長の秋山林士さんは「ビールパーティーの参加者に感謝するとともに、これからも町を盛り上げる魅力的な活動をしていきたい」と語りました。



04 本町初！『地域活性化企業人』が着任

総務省が実施する地域活性化企業人制度（※）を活用し、本町では初となる『地域活性化企業人』2名が着任しました。2名は、一昨年に町のDX推進を目的として包括連携協定を締結した人材サービス企業『株式会社Modis』の社員で、専門的な知見を活かして本町のICT・DXをさらに推進する活動を行っていただく予定です。

※首都圏などに勤務する企業の社員が、そのノウハウや知見を活かし、地方自治体において地域独自の業務に従事して地域活性化を促す制度。



新型コロナ



ワクチン接種

に関するお知らせ



健康ふくし課ワクチン推進室 ☎ 83-5815

**新型コロナワクチン
接種は令和5年3月
末で終了予定です**

※このページは令和5年1月23日現在の情報をもとに作成されています。

現在のところ、公費負担で実施するオミクロン株対応ワクチン接種は、令和5年3月末までと国から示されています。接種を希望する方は、お早めに接種を受けてください。

町の集団接種は、12月22日(木)で終了し、1月以降の接種については、町立診療所、ひじり野小池クリニックでの個別接種となっています。日程・ご予約に

については、インターネット予約専用サイトをご確認いただくか、予約専用コールセンター(☎83-5815)までご連絡ください。
また、旭川市内の集団接種会場・医療機関で接種を受けることもできます。

町予約専用
ホームページ



◆旭川市の医療機関等での接種を希望される方へ

旭川市の集団接種や医療機関において『12歳以上(1・2回目、3回目以降接種)』のワクチン接種を受けることができます。

また、旭川市の医療機関で5歳～11歳(小児接種)のワクチン接種を受けることができます。

生後6か月～4歳(乳幼児接種)の接種については、旭川市新型コロナワクチン接種特設サイトに掲載されている『接種医療機関リスト』をご確認いただき、かかりつけ医のある方は、医療機関へ直接お問い合わせください。

予約方法など詳しくは、旭川市新型コロナワクチンコールセンター(☎25-3501)へご

連絡いただくか、旭川市新型コロナワクチン接種特設サイトでご確認ください。

旭川市HP



◆発熱等の症状がある場合の相談先等について

※北海道新型コロナウイルス感染症陽性者サポートサイトより抜粋。

【重症化リスクのある方など】

次の方は、かかりつけ医または発熱外来を受診してください。
・65歳以上の方
・基礎疾患のある方
・妊娠している方
・受診を希望される方

なお、受診先がわからない・相談したい場合は、北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター(☎0120-501-507)へご連絡ください。24時間相談可能です。

陽性となった場合、症状の軽い方は、原則ご自身の健康管理による自宅療養をお願いします。症状に不安がある・体調が悪化した場合などは、北海道陽性者健康サポートセンター(☎0120-303-111)へ

ご相談ください。こちらも24時間相談可能となっています。

【症状が軽い方で検査キットでの検査を希望する方】

症状が軽く、上記【重症化リスクのある方など】に該当しない方で検査を希望される場合は、ご自身でキットを使用した検査をお願いします。

なお、検査キットがお手元に無い方は、『北海道陽性者登録センター』へ電子申請を行うことで配送申請ができます。詳しくは、次のQRコードから北海道新型コロナウイルス感染症陽性者サポートサイトをご覧ください。

北海道HP



ご自身で検査後、陽性となった場合は、北海道陽性者登録センターへの情報登録をお願いします(電子申請のみ)。電子申請ができない・受診が必要な場合は、かかりつけ医または発熱外来を受診してください。
その後の自宅療養等は、上記【重症化リスクのある方など】と同様となります。

新型コロナワクチン接種に関する偏見や差別は決して許されません！

ワクチン接種は任意で、自らの意思で受けていただくものであり、病気などさまざまな理由で接種できない方もいらっしゃいます。

接種していない方への接種の強制や不利益な取り扱い、人権を侵害する行為で、決して許されません。

ワクチン接種をしていない方に対する差別的な行為は、絶対に行わないようにしましょう。

令和3年度 大雪地区広域連合 決算の概要

お問い合わせ
大雪地区広域連合
☎ 82-3697

国民健康保険被保険者医療費の動向

一世帯あたり		62万4611円
一人あたり	全体	36万7650円
	前期高齢者	49万2156円

後期高齢者医療被保険者医療費の動向

医療費総額	45億6052万円
受給者数	5098人
一人あたりの医療費	89万4570円

基金の保有状況（令和3年度末）

介護保険事業 財政調整基金	1億3278万円
国民健康保険事業 財政調整基金	1億1332万円

令和4年12月22日に行われた第3回大雪地区広域連合議会定例会で、令和3年度の一般会計と3特別会計の決算が認定されました。その決算の概要についてお知らせします。

※決算額については、四捨五入処理をしているため、実際の決算額と異なる場合がありますのでご了承ください。

【一般会計】

一般会計では、広域連合職員の人件費や、構成町負担金の調整等を行っています。令和3年度は、6名の派遣職員と4名の専任職員で業務を行い、関係町・関係機関と協議を行いながら、住民サービスの向上を目指し効率的に事務処理を進めました。

【介護保険特別会計】

令和3年3月に策定した第8期介護保険事業計画（令和3年度か

ら令和5年度）に計上された要介護高齢者数の将来推計などを踏まえ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、円滑な事業運営と給付の実施を進めました。

令和3年度介護保険特別会計歳出決算額のうち、介護給付費総額は29億9187万円となり、受給者数は1638人で、前年度に比べ5014万円増額となりました。

なお、介護保険料については、介護保険事業計画に基づき、第5段階である標準的な年額保険料を7万5600円（月額6300円）としています。

【国民健康保険特別会計】

国民健康保険料については、北海道全体の医療費と市町村ごとの被保険者数や所得状況に応じて市町村に求められる北海道納付金がベースとなり料率を決定しています。

それぞれの市町村における医療費削減の取り組みが保険料抑制につながるとされますが、大雪地区広域連合の令和3年度国民健康保険特別会計歳出決算額のうち、療養給付費（費用額ベース）は、25億6148万円となり、前年比で9073万円増額となりました。

【後期高齢者医療特別会計】

後期高齢者医療制度は北海道後期高齢者医療広域連合が主体となって運営していますが、申請や被保険者証の交付、保険料の徴収事務などは大雪地区広域連合で行っており、納付された保険料や3町の被保険者にかかる医療給付費の負担等について特別会計により処理しています。

令和3年度後期高齢者医療特別会計歳出決算額のうち、療養給付費（費用額ベース）は45億6052万円となり、前年比で1977万円増額となりました。

大雪地区広域連合歳入歳出決算額

会計区分	歳入決算額	歳出決算額	実質収支額
一般会計	13億4342万円	13億4142万円	200万円
介護保険特別会計	33億5439万円	32億5949万円	9490万円
国民健康保険特別会計	35億6381万円	34億435万円	1億5946万円
後期高齢者医療特別会計	8億7083万円	8億39万円	7044万円
合計	91億3245万円	88億565万円	3億2680万円

介護給付費の状況

区分	給付費総額	受給者数	月額給付費（一人あたり）
居宅介護サービス等給付費	18億443万円	1338人	11万2384円
施設介護サービス等給付費	11億8744万円	300人	32万9844円
合計	29億9187万円	1638人	15万2212円

保険料収納状況（現年分）

区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
介護保険料	6億3844万円	6億3729万円	0万円	115万円	99.82%
国民健康保険料	6億8553万円	6億7445万円	0万円	1108万円	98.38%
後期高齢者医療保険料	3億1381万円	3億1256万円	0万円	125万円	99.60%

HIGASHIKAGURA

WINTER FESTIVAL

2023

ひがしかぐら

ウィンターフェスティバル

2月4日土曜日 13時START

ふれあい交流館・ひじり野公園特設会場



Nene&Waka

北海道旭川市を拠点とするボーカルユニット。カバーからオリジナルまで幅広いジャンルを歌い、ハーモニーを奏でる新ユニット。北海道各地方イベントなどで活動を展開している。

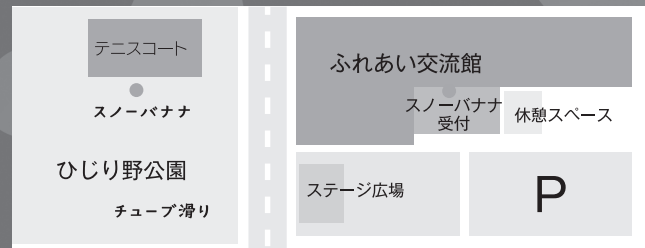


&thurium (アンスリウム)

札幌を中心に活動しているユニット。世界中にカラフルな音楽、日常をお届けします！



時刻	ステージ広場	ひじり野公園	公民館前
13:00	ダンスステージ 13:05~	チューブ滑り 13:00~16:00	消費者協会 ブース出展 13:00~15:00
14:00	音楽ステージ 14:30~	スノーバナナ 13:30~15:30	
15:00	宝探し 15:30~		バルーンアート 講習会 15:00~17:00
16:00	長靴飛ばし 15:50~ お菓子撒き 16:15~ 商工会抽選会 16:30~		
17:00	東神酔華演舞 16:55~		
17:15	花火打ち上げ 17:15~		



■駐車場利用時間13時から17時30分
 ■会場周辺での路上駐車はご遠慮ください
 ■ふれあい交流館駐車場が満車の場合は、以下の駐車場をご利用ください。
 ・スーパーセンターベストム様(道道294号線側)駐車場
 ・東聖ひじり野地区地域世代交流センターはれっと駐車場
 ・東聖小学校体育館側駐車場

主催:ひがしかぐらウィンターフェスティバル2023実行委員会・東神楽町 お問い合わせ 東神楽町産業振興課 ☎0166-83-2114
 共催:東聖地区公民館、中央地区公民館、WAKUWAKUプロジェクト、東神楽消費者協会、東神楽町観光協会

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 ①ご来場の際は、手指の消毒や検温をお願いします。②発熱、体調不良の症状がある方は来場をお控えください。
 ③お並びの際は他の人との距離を空けるようお願いします。④会場では、大声での会話を控えるようお願いします。
 ※マスクについては、場面に応じた適切な着脱をお願いします。※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため急ぎよ中止となる場合がございますので、ご了承ください。

大雪霊園

からのお知らせ

洋式型規格墓所 [5㎡] 40区画

墓石工事標準価格(※)	727,100 円
永代使用料	512,000 円
永代管理手数料	90,750 円
合計	1,329,850 円(消費税込)

※令和5年3月末までに墓石契約された場合の価格となります。なお、令和5年4月から墓石工事価格の改定が予定されています。

好評につき洋式型規格墓所を増設！

申込
開始

2月7日(火)午前9時～

※電話・FAX・メールでの申込はできません。

受付

くらしの窓口課環境生活係 ☎83-5402

【標準仕様】

外柵・お供物台・敷石・敷砂利・花立て・ローソク立て・線香立て・唱名または家名等の彫刻、家紋彫刻・建立者名彫刻・建立年月日の彫刻・法名字彫刻2名分

その他、詳しくは町のホームページをご確認ください。



墓石イメージ

書類作成の負担軽減！ 来庁者の利便性向上！

事前申請システム・異動受付支援システムを導入します！



くらしの窓口課では、書類作成の負担軽減など、来庁者の利便性向上を目的として、新たに『事前申請システム』と『異動受付支援システム』を導入する予定です。導入は令和5年2月末を予定していますが、詳細が決まりましたら町のHPなどでお知らせします。

事前申請システムとは…

インターネット（事前申請システム）を通じて質問事項に回答することで、転入・転出・転居届出や、戸籍・住民票・印鑑登録に関する証明書の申請手続きなど（税金に関する証明は対象外）の際に『必要な手続きや担当窓口』と『必要な持ち物』をご案内します。

発行されるQRコードを窓口へお持ちいただくことで、氏名・住所など、届出書の記入の一部を省略できます。

異動受付支援システムとは…

転入等の住民異動の際、転出証明書のOCR処理などを利用し、届出内容を聞き取りしながら職員がシステムで住民異動届を作成するもので、手書きでの届書作成の負担を最小限に軽減するものです。

【お問い合わせ】

くらしの窓口課戸籍窓口係 ☎83-5401



確定申告

は期間内にお早めに

東神楽町役場での確定申告は
3月14日(火)まで!

感染症対策のため、会場の入場制限をさせていただきます。また、ご来場の際には、マスクの着用など感染予防対策にご協力をお願いします。

【税務課での通常受付】※土日・祝日、3月1・2日は除く

開設場所	役場仮庁舎 税務課
還付申告	1月26日(木)～3月14日(火)
確定申告	2月16日(木)～3月14日(火)
開設時間	午前9時から午後5時
受付時間	午前：9時～11時30分 午後：1時～4時30分

※譲渡所得を含む申告については、役場で受け付けられない場合があります。

【ふれあい交流館での臨時受付】

開設場所	ふれあい交流館 会議室1
開設日	3月1日(水)・2日(木)
開設時間	午前9時～午後5時 受付終了：午後4時30分

※3月1日(水)、2日(木)は、役場税務課では受付していませんのでご注意ください。

※両日とも50名を上限とさせていただきます(先着順)。

【持ち物】

①本人確認書類

申告者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポートなど

②マイナンバー確認書類

申告者のマイナンバーカードまたは通知カードなど

※配偶者・扶養親族のマイナンバーの申告が必要な場合、申告書に番号を記載いただければ確認書類などは必要ありません。

③収入を確認できるもの

給与所得の源泉徴収票(原本)、公的年金などの源泉徴収票(原本)、事業所得・不動産所得のある方は収支内訳書など収入を確認できる書類

④申告者の口座を確認できるもの(還付がある方)

⑤控除額を確認できるもの

▼医療費控除…医療控除の明細書または医療費のお知らせ(原本)

▼セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)…セルフメディケーション税制の明細書

※医療機関などの窓口で支払った領収書、一定の取組の証明書類(健康診断の結果やインフルエンザ予防接種の領収書)を添付する必要はありませんが、ご自宅で5年間保存してください。

▼社会保険料控除…健康保険料の領収書、国民年金保険料控除証明書など

▼生命保険料控除…支払額などの証明書

▼地震保険料控除…支払額などの証明書

▼寄附金控除…寄附の受領書

▼障害者控除…障害者手帳、障害者控除対象者認定書

※その他の控除については税務課へお問い合わせください。

【事業主の方へ】法定調書は
1月31日(火)までに提出を

法定調書は令和4年中の支払分をまとめて提出するもので、期限は1月31日(火)までです。合計表を添付し、旭川東税務署に提出してください。なお、給与支払報告書の提出は、受給者の住所地の市町村ごとに区分し、そ

れぞれの総括表を添付して当該市町村へ提出してください。詳しくは、旭川東税務署(☎23-6291)までお問い合わせください。

確定申告をすることで所得税の還付が受けられる場合があります

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、申告をすることにより所得税が還付されます。

①総合課税の配当所得や原稿料などがある方

年間の所得が一定額以下（所得金額や源泉徴収された所得税などにより異なります）である場合。

②給与所得者で次の控除を受ける方

雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く）など。なお、給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、各種の所得についても申告が必要です。

③年の途中で退職した後、就職しなかった方

給与所得について年末調整を受けていない場合（源泉徴収票で、支払金額と源泉徴収税額のみが記載されている場合）。

④退職所得がある方

次のいずれかに該当する場合。

◆退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる場合。

◆退職所得の支払いを受けるときに『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20.42%の税率で源泉徴収がされ、その源泉徴収税額が正規の税額を超えている場合。

⑤所得が公的年金等に係る雑所得のみの方

医療費控除や社会保険料控除等を受けられる場合。

⑥予定納税をしている方

【所得税の還付が無くても申告した方が良い場合】

住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けて所得税額および復興特別所得税額が発生しない方で、医療費が一定額以上ある場合は、申告をすることによって所得税および復興特別所得税の還付はありませんが、住民税が減額になる場合があります。



確定申告書は 国税庁HPから作成！

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用して作成できますので、ぜひご利用ください。

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、作成した申告等データをe-Taxへ送信することで、確定申告会場に行かずに自宅から申告できます（スマホからも確定申告ができます）。

※作成した申告書を印刷して、郵送で提出することも可能です。

※e-Taxに関する情報は『e-Taxホームページ』でご確認ください。

※確定申告書等作成コーナーに関する情報は『国税庁ホームページ』でご確認ください。

※操作に関してはe-Tax作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）までお問い合わせください。



申告会場は イオンモール旭川駅前です！

以下の通り確定申告会場を開設します。旭川東税務署庁舎内には会場を設置していませんのでご注意ください。

会場	イオンモール旭川駅前4階 (旭川市宮下通7丁目)
開設期間	2月1日(水)～3月15日(水) ※土、日、祝日を除く
受付時間	午前9時～午後4時
お問合せ	旭川東税務署 ☎23-6291

感染症対策として、『入場整理券』による入場制限を行います。当日分の整理券の配付が終了した場合、後日の来場をお願いすることになりますのでご了承ください。

※申告者の本人確認書類（免許証など）とマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カードなど）をお持ちください。

※申告書を作成済みの方は、旭川東税務署の総合窓口にご提出いただくか、郵送による提出をお願いします。

第4回町議会定例会

12月14日に招集され、会期2日間で開会された令和4年第4回町議会定例会。行政報告の他、令和4年度の一般会計の補正予算、関連条例改正などが提案されました。一般質問では、9名の議員から22の質疑があり、提出された議案は原案どおり可決され、15日に閉会しました。

【議案第1号】令和4年度東神楽町一般会計補正予算（第8号）

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2779万2000円を減額し、予算総額は91億4515万9000円になりました。

【議案第2号】令和4年度東神楽町国民健康保険特別会計診療施設勘定補正予算（第4号）

今回の補正は、歳入歳出それぞれ490万円を減額し、予算総額は7億3452万2000円になりました。

【議案第3号】令和4年度東神楽町水道事業会計補正予算（第4号）

今回の補正は、収益的支出を1226万4,000円増額し、総額は1億9,309万9,000円になりました。

【議案第4号】令和4年度東神楽町下水道事業会計補正予算（第4号）

今回の補正は、収益的支出を155万5000円増額し、総額は2億6872万9000円になりました。

【議案第5号】東神楽町立認定こども園条例の制定

これは、町立の認定こども園を設置するため、条例を制定するものです。

【議案第6号】東神楽町議会議員及び東神楽町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

これは、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の改正により、物価の変動等に鑑み、公営に要する経費に係る限度額を引き上げるものです。

【議案第7号】東神楽町の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

これは、地方公務員法の改正により、定年を段階的に引き上げるなど所要の措置を講ずるため、関連する条例を改正するものです。

【議案第8号】東神楽町手数料徴収条例の一部を改正する条例

これは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の改正により、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等について、共同住宅等の住戸を単位とした申請区分を廃止する等するものです。

【議案第9号】東神楽町墓地条例の一部を改正する条例

これは、大雪霊園に新たな規格墓所を整備したことに伴い、使用料等を設定するものです。

【議案第10号】東神楽町森林公園条例及び東神楽農村公園条例の一部を改正する条例

これは、物価や人件費などの経営コスト全般が上昇していることから、東神楽森林公園及びオートキャンプ場フロールの利用料金の上限を増額するものです。

【議案第11号】町道路線の廃止及び変更の件

これは、町道計画の変更に伴い、8路線を廃止し、1路線を変更するものです。

【議案第12号】連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の件

これは、旭川市との間において、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

報告第2号

監査委員からの令和3年度定期監査結果報告に対する改善措置について

【指摘事項1】町税等の未収対策について

町税等の未収対策については、関係各課が連携して自主納付の促進を図ると共に、分割納付等納付相談などにより折衝機会の確保に努める一方、対応が困難な滞納者に対しては各種財産等に対する差し押さえを行うほか、上川広域滞納整理機構に引き継ぐなど徴収に努めており、

成果を挙げていると言えます。町税は、自主財源の根幹であり、

確保はもとより公平な税負担を求めることは極めて重要です。特に現年度の未納・滞納における対策を重点に、今後とも自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に努めていただきます。

【改善措置（税務課）】

町税等の未収対策につきましては、関係各課と連携し、新たな滞納の発生防止に重点を置きながら、納期毎に未納者への督促状の送付や、電話及び文書での催告を行うなど、自主納付の促進に努めております。併せて、コンビニ収納やスマホ収納も開始しており、納付環境の利便性向上にも努めております。

また、納期内での納付が困難な方に対しては、納付方法について相談を行うとともに、仕事の都合などで日中に相談に訪れることができない方に対して夜間の納付相談を行うなど、折衝機会の確保にも努めております。

こうした取り組みを通じて、なお納付されない町税等につきましては、納税者等個々の状況を考慮した徴収を行うとともに、納付相談に応じていただけない滞納者に対しては、給与、預貯金、生命保険等の差押えなどの措置を行っております。

さらに、対応が困難な滞納者につきましては、上川広域滞納整理機構に引き継ぐなど徴収強化に努めております。今後とも、税外収入の確保と利用者等の負担の公平・公正を保つため、関係課

と連携し、訴訟も視野に入れた徴収対策に努めるなど、適切かつ効果的な未収対策について実施してまいります。

【指摘事項2】 契約関係について

(1) 工事の分割契約

工事契約において、分割発注するための合理的な理由に乏しいと思われる契約が見られました。

今回の事案においては、分割して発注した工事を合算すると地方自治法施行令で規定する随意契約ができる予定価格の上限額を超えており、本来であれば入札の方法により契約を締結すべき一体的な工事を、恣意的に複数に分割した上で随意契約をしたものと疑われますので、適切な契約事務に努めていただきたい。

【改善措置（建設水道課）】

工事の発注については、施工する箇所やその時期などを踏まえて、発注する範囲及び工種を決定しております。引き続き、適切な発注方法を維持するとともに、施工内容やその時期など共通な事項が多い場合は、工種ごとに工事を合併して発注することを検討するよう努めてまいります。

(2) 少額随意契約における業者選定

少額随意契約において、特定の業者に偏りが見られます。随意契約に際し、特定の業者を優先することは、その業者との癒着が生じる恐れがあります。たとえ少額の随意契約であっても透明性が確保

され、公正な競争が促進されるよう業者の選定方法を検討していただきたい。

【改善措置（建設水道課）】

少額随意契約につきましては、災害時に対応していただける町内建設業者を継続的に維持できるように、町内建設業者で施工が可能な工事は、町内建設業者に見積書の提出を依頼するように心掛けていくところです。

今後は、見積書の提出を依頼する町内建設業者の選定にあたっては、透明性が確保できるよう選定の理由を明確にするなど、さらに取り組める内容について検討してまいります。

(3) 工事施工等に対する確認

工事契約をするまでには、前段で入札に向けての予定価格を決める必要があります。労務単価、用品単価等の積算で決まります。工事成果品を確認したところ用品を加工する工程があるものの、加工に不備が見られました。この様な事は、加工指示、確認不足という事で、施工における信頼性に繋がります。予算執行者は、契約の適切な履行確保を図ることとされており、履行確認については契約規則等において検査等を行うことと定められていますので、適切な取り組みを図ってください。

【改善措置（建設水道課）】

履行確認につきましては、これまで実施している完了時のほか、適切な履行確保のために必要となる工程を設計段階で

あらかじめ定めて、適切に実施するよう努めてまいります。

【指摘事項3】 施設における現金の管理について

町内にある公の施設のうち、施設使用料、コピー代金等、現金を取り扱う収納事務については、指定された帳簿類に記載、整理され適切に処理されています。

しかし、現金の管理等については、日中でも職員数が少なく、夜間、休日は委託先から派遣された管理者が現金を扱うこととなり、複数人での確認ができないことや、施設によっては、現金の保管方法について、安全な管理とは認めがたいものがありました。また、直接関係のない団体の通帳等を預かり、金庫で保管している事案が見られました。

公金の取り扱い、安全な現金の管理体制については、「町有財産維持管理等委託業務契約」を含めて検討されたい。

【改善措置（代表課・地域の元気づくり課）】

施設利用者や行政手続きにかかる手数料の収納事務につきましては、引き続き書帳簿を整理するとともに日々の点検に努めてまいります。また、過去に社会教育事業等で設置した団体の通帳等の不適切な保管につきましては、公金等取扱事務の適正化の観点から再度各施設における管理状況を確認し、不要なものは処分するなど改善してまいります。

なお、管理人による現金取扱につきましては、会計規則に従い、徴収事務に関

して私人委託契約を締結しておりますが、夜間、休日に取り扱った現金等の保管および職員への適切な引き継ぎが行われるよう、周知を徹底してまいります。

【指摘事項4】 電子決裁の導入に伴う監査体制について

本年度から電子決裁が導入され、従来の紙文書から電子文書により保存、管理されることとなりました。

これまで、監査の実施にあたっては、各部署から提出された資料により説明を受け、関係書類の提示を求めることにより適正な事務の執行等について検証を行ってきたところですが、電子決裁導入により文書管理・電子決裁システムに集積された文書データは、監査委員、監査事務局職員ともに閲覧することができないことから、監査に支障を来します。

今後、例月出納検査における各種伝票等についても電子化されていくことが予想されます。監査委員、監査事務局職員への電子文書の検索・閲覧権限の付与など監査機能が発揮できるように対応を求めます。

【改善措置（総務課）】

文書管理システム上で新たな権限区分を設け、監査委員・監査委員事務局において、全庁的に文書を閲覧できるように改修を実施することとし、現在システム開発元との間で協議を行っております。早い時期にも実現させ、監査機能の充実に資するよう準備を進めてまいります。

スマイル ★キッズ★

町内のカワイイひがしかぐらキッズをご紹介します。

■ まちづくり推進課 ☎ 83-2113

ご希望をいただきましたお子様を掲載しています。



うすまね まお
白杵 真応くん

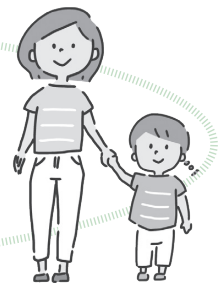
笑顔で「ぎゅっ」とハグしてくれる真応くんにお父さんとお母さんはメロメロです♡おしゃべりも上手になったね♪よく遊び、よく食べ、よく寝る最高の真応くん、これからも元気にすくすくと大きくなってね！



にしざわ こはる
西澤 杏春ちゃん

甘えん坊で泣き真似演技が上手なTHE末っ子杏春。周りをよく見ていて良い事も悪い事も覚えているのが早くてびっくりするよ。これからは元気いっぱいな杏春でいてね。我が家に生まれてきてくれてありがとう！

掲載のご案内はお誕生日順に送付しています。案内が届いた方はぜひご協力ください♪
『誕生日が過ぎたのに案内が届かない』『案内が来たけど提出期日に間に合わなかった』
という方は、まちづくり推進課へご連絡ください。



電話予約で

土日や夜間に各種証明書などの交付が受けられます

平日の開庁時間内に来庁できない場合、事前の電話予約で住民票や各種証明書などの交付を土・日、祝日または、平日夜間に受けることができます。受け取りはご本人または、予約時に指定した同一世帯の方に限りますので、予約時に受け取りに来られる方をお申し出ください。

なお、令和4年2月より、マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアで住民票などの一部証明を発行することができます。取得可能な証明書など、詳しくは町のホームページをご覧ください。

▼予約可能な証明書など

- ①住民票の写し（戸籍謄抄本、印鑑登録証明書は交付できません）
- ②所得証明、児童手当用所得証明、課税証明、納税証明（法人町民税は除く）
- ③固定資産に係る評価証明、評価通知書、公課証明、資産証明、所有証明
- ④国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、限度額適用認定証、重度・ひとり親・子ども医療費受給者証の再交付（新規交付はできません）

【証明書ごとの問合せ先】

- ①くらしの窓口課 ☎83-5401
- ②③税務課 ☎83-2119
- ④健康ふくし課 ☎83-5430

▼予約の受付時間

月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

▼受け取り時の留意事項

- ・予約された証明書などは、土・日、祝日の午前8時30分から午後9時または、月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午後5時30分から午後9時までの間に役場守衛室（仮庁舎）で交付します。
- ・交付の際には、請求書または、申請書の記入が必要です。
- ・手数料はおつりがないようにお持ちください。
- ・予約された来庁者の本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの顔写真付きの身分証をお持ちください。顔写真付きの身分証をお持ちでない場合は予約時にご相談ください。
- ・軽自動車税（種別割）納税証明書の交付の際には、車検証原本が必要となりますのでお持ちください。

日常に彩りを 花のまちづくり推進室 ☎83-5412

花のまちNEWS



01

2023年 おさんぽガーデンの参加者を募集します！

おさんぽガーデンとは、5月から9月までの開花期間中のうち、任意の期間（概ね10日以上）ご自宅のお庭や店先の花壇などを一般向けに公開していただき、花のまちづくりの輪を広げていく取り組みです。

本事業は令和元年度からスタートし、今年で5回目を迎えます。ご参加いただくと、町で発行する『おさんぽガーデンマップ』にてお庭を紹介させていただくほか、花苗代の一部助成、参加者限定研修会などの特典があります。また、参加者同士の交流も楽しみの1つです。

参加できるお庭の大きさなどに決まりはありませんので、楽しくお庭づくりをされている方はぜひ参加してみませんか？

参加を希望される方は、2月28日(火)までに建設水道課花のまちづくり推進室へお申し込みください。詳しくは、町のHPまたは建設水道課およびふれあい交流館に設置のチラシをご覧ください。



02

「花のまちづくり講演会」を開催します

現在建設中の複合施設には、令和6年に新しいフラワーガーデンがオープンする予定です。今回は、このガーデンの植栽デザインを担当していただく『上野ファーム』オーナーガーデナーの上野砂由紀さんに講演していただきます。新しいガーデンに植栽される植物のことや、今、世界中で注目されている『ナチュラルスティックガーデン』のことなど、庭作りの参考になるお話楽しくご紹介いただく予定です。

また、講演終了後には、山本町長と上野さんのディスカッションなども予定しています。町外の方も参加できますので、お誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。

日 程	2月23日(木・祝日)
会 場	ふれあい交流館アリーナ
時 間	午後1時30分～3時(午後1時開場)
申込方法	町ホームページの申込フォームまたは電話でお申し込みください。
申込締切	2月17日(金)
問 合 せ 申 込 み	建設水道課花のまちづくり推進室 ☎ 83-5412

【申込フォーム】



子育て・保健案内板

【黒】は 健康ふくし課健康増進係 ☎ 83-5431
 【緑】は 子育て支援センター ☎ 080-4500-9351

すくすく広場：ふれあい交流館
 午前10時～11時30分 **2/8**
 0歳児と保護者
 食育：栄養士さんのお話

のびのび広場：これっと
 午前10時～11時30分 **2/17**
 2歳児～就学前児と保護者
 食育：セルフケーキ作り(こども1人100円)

健康相談：つつじ館
 午前9時30分～11時 **2/24**
 全町民
 ※予約制：健康ふくし課へ☎

子育て講座：これっと
 午前10時～11時30分 **2/27**
 0歳児～就学前児と保護者
 ミニゲーム大会(おとな1人100円)

わくわく教室：これっと
 午前10時～11時30分 **2/3**
 0歳児～就学前児と保護者
 豆まき会

子育て講座：ティコット
 午前10時30分～12時 **2/14**
 0歳児～就学前児と保護者
 頑張らない子育て

よちよち広場：これっと
 午前10時～11時30分 **2/21**
 1歳児と保護者
 食育：ヨーグルサンドイッチ(こども1人100円)

助産師健康相談：つつじ館
 午前9時30分～11時 **2/24**
 妊婦、0歳児と保護者
 ※予約制：健康ふくし課へ☎

健康相談：ふれあい交流館
 午前9時30分～11時 **2/28**
 全町民
 ※予約制：健康ふくし課へ☎

よちのび広場：ティコット
 午前10時～11時30分 **2/7**
 1歳児～就学前児と保護者
 鬼のマラカス作り

助産師健康相談：ふれあい交流館
 午前9時30分～11時 **2/16**
 妊婦、0歳児と保護者
 ※予約制：健康ふくし課へ☎

教育相談&誕生会：ふれあい交流館
 午前9時～11時30分 **2/22**
 0歳児～就学前児と保護者
 おっぱいについて

すくすく広場：ふれあい交流館
 午前10時～11時30分 **2/24**
 0歳児と保護者
 ベビーマッサージ(こども1人200円)

すくすく広場：ティコット
 午前10時～11時30分 **2/28**
 0歳児と保護者
 にこにこおにさん

東神楽町図書館

☎ 83-4646



Library

図書館からのお知らせ



東神楽町図書館新刊

- まちよみ・またよみ (内田 早苗)
- 森のちいさな天使エゾモモちゃん (小原 玲)
- 毎日おにぎり365日 (日々おにぎり ゆこ)
- ランサムウェアから会社を守る (佐藤 敦)
- 三浦綾子生誕100年記念文学アルバム (上出 恵子)
- おもいいたします (あさの あつこ)
- 秋麗 (今野 敏)
- 動物の赤ちゃん (マーフ デラノ)
- ラッキーカレー (シゲタ サヤカ)

J A 文庫新刊

- 農産物直売所で稼ぐ70の極意 (勝本 吉伸)
- 小さな庭のスタイルブック (the Farm UNIVERSAL CHIBA)
- 70歳からの椅子筋トレ (枝光 聖人)

※この他にも、東神楽町図書館・ふれあい交流館には多くの図書を入荷しています。ぜひお越しください。

イベント案内

<小林白炎墨絵詩書展「命の言霊 VI」展>

2月7日(火)～26日(日)

図書館展示ホール・展示ギャラリー (観覧無料)

<小林白炎&紀子アート教室>

水墨画とパステルイラスト画の体験教室

2月11日(土)午前10時30分～ 図書館2階視聴覚室

無料(事前申込必要) 定員20名

<おうまのおやおはなし会>

絵本を楽しむ会『おうまのおやこ』の読み聞かせ会

2月25日(土)午前10時30分～

ふれあい交流館2階和室 無料(事前申込不要)

健康 ひがしかぐらの の 食育

教えてくれたのは…

東神楽町国保診療所
所長 相馬 光宏 先生

新しい抗がん剤 分子標的薬とは

■分子標的薬とは

近年、分子生物学の進歩により、がん細胞に特徴的に発現している異常なタンパクや酵素が、がん細胞の増殖や転移に重要な役割を果たしていることが分かってきました。分子標的薬とは、これらのタンパク分子を標的として阻害することで、がん細胞の増殖を抑制する新しい抗がん剤です。これまでの抗がん剤（細胞障害性抗がん剤）は、異常な細胞だけでなく正常な細胞にも作用してしまうため、血液毒性、脱毛などの副作用が多くみられましたが、分子標的薬は特定の分子だけを狙い撃ちにするので、正常な細胞のダメージが少なくなります（図1）。

■分子標的薬の種類

【免疫チェックポイント阻害薬】

T細胞は、がん細胞を異物と認識して攻撃しますが、一部のがん細胞は免疫のブレーキのシステム（免疫チェックポイント分子）を悪用して攻撃から逃れます。このブレーキを外してがん細胞への攻撃力を高めるのが免疫チェックポイント阻害薬です（図2）。この薬は、京都大の本庶佑特別教授が2018年のノーベル医学生理学賞を受賞したことで注目され、進行したがんは治らないとされるこれまでの常識を変えつつあります。

【増殖シグナル伝達阻害薬】

多くのがんでは、同じような細胞を際限なく増えさせる異常なシグナルが出続けています。このシグナルの伝達を抑えることでがんの増殖を抑えることができます。がん細胞のHER2に結合して増殖に関わるシグナルを抑える分子標的薬の併用で、既に転移している乳がんの生存期間が大幅に伸びました。

【血管新生阻害薬】

がん細胞は酸素や栄養を補給するため、血管内皮増殖因子を自ら分泌して血管を新しく作り出しています。この因子の働きを抑えて、新しく血管ができないようにするのが血管新生阻害薬です。がん細胞へ十分な栄養が運ばれなくなり、がん細胞が増殖できなくなります。

【プロテアソーム阻害薬】

がんの細胞内で不要になったり、間違えて作られたりしたタンパクを分解するのがプロテアソームという酵素です。この酵素の働きを抑えてがん細胞を自滅させるのがプロテアソーム阻害薬です。

■新しい形の分子標的薬

【抗体薬物複合体】

抗体薬物複合体は、がん細胞の標的に結合する抗体に、がん細胞を死滅させる細胞障害性抗がん剤を結合させた新しいタイプの分子標的薬です。まず、がん細胞の表面の標的に結合した後、細胞内に取り込まれて、DNAの複製を抑える抗がん剤としてがん細胞を死滅させます。固形がんや血液腫瘍などのさまざまな標的に対して、多くの薬剤の開発が進められています。

【マルチスペシフィック抗体】

通常分子標的薬は、1つの標的にしか結合できませんが、複数の異なる標的に結合できるようにしたのがマルチスペシフィック抗体です。T細胞表面抗原と、がん細胞抗原の2つを標的とする（または、がん細胞の2つの標的に結合する）ことで、T細胞ががん細胞を効率よく攻撃することができます。

図1：がん細胞だけに選択的に作用する分子標的薬

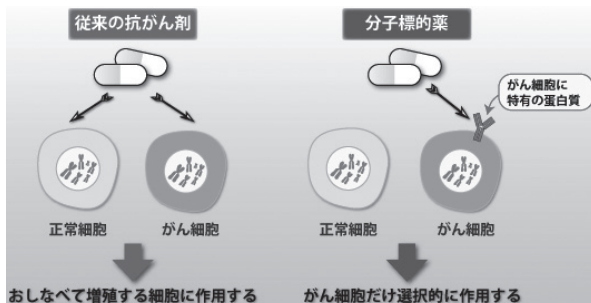
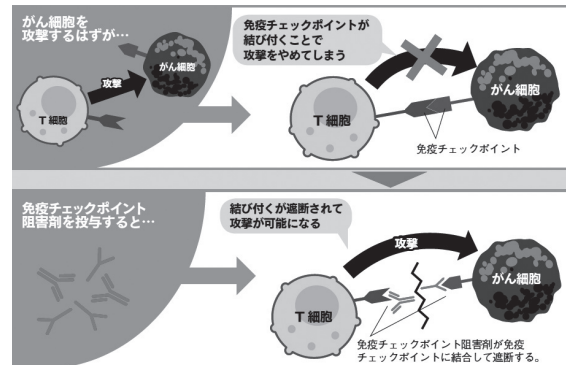


図2：免疫チェックポイント阻害薬の働き



Information

暮らしに役立つ情報を
皆さんのもとにお届けします



2月

まちの情報案内板

- 役場 ☎83・2111
- 国保診療所 ☎83・2423
- 総合福祉会館 ☎83・2606
- これっと総合体育館 ☎83・5423
- ふれあい交流館 ☎83・3741
- 東神楽町図書館 ☎83・4646
- 交流プラザつつじ館 ☎83・2082
- 大雪消防組合東消防署 ☎83・0119



障がいがある人などの中には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。災害時や緊急時など、障がいのある方などが困ったときに周囲の方から手助けを求めるための

ヘルプマークとは
義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、知的障がい・精神障がい・発達障がいなど、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするものです。

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています
健康ふくし課社会福祉係 ☎83-5430

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています
健康ふくし課社会福祉係 ☎83-5430

お気軽にどうぞ
心配ごと相談
社会福祉協議会 ☎83-5424
毎日の生活の中のちょっとした困りごとや悩みごとについて、心配ごと相談員がお話しを伺います。相談は無料で、相談の内容は個人の秘密として固く守られます。
■日程 2月16日(木)午後1時～4時
■場所 ふれあい交流館2階会議室4

母子父子寡婦福祉資金の申請について
北海道では、母子家庭などの経済的自立を助け、扶養している児童(子)の福祉の増進を目的に、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行っています。

貸付資金の種類
事業開始資金・事業継続資金・修学資金・技能習得資金・就職支度資金・修業資金・医療

母子父子寡婦福祉資金の申請について
健康ふくし課社会福祉係 ☎83-5430



ヘルプマークを身につけた方をみかけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

配布場所 健康ふくし課社会福祉係

配布方法など
配布申出書の記入をお願いします。(各種障害者手帳の提示や印鑑などは不要)
※ふれあい交流館で受け取りを希望される場合は事前に健康ふくし課にご連絡ください。
※ご家族や代理人による受け取りも可能です。
ヘルプマークを身につけた方をみかけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

高齢者事業団会員募集!

高齢者事業団は、経験や技術を活かした仕事を通じて社会参加が図られるよう補助的、短期的な仕事を提供し、健康・生きがいづくりを目的とする自主的団体です。

■会員の条件

町内に居住するおおむね80歳までの方で、働く意欲のある健康な方(草刈りできる方大歓迎! 半日作業できる方も歓迎!)

■作業内容

公園などの草刈り・清掃作業、公共花だんの植栽・除草作業、公共施設の夜間・休日の管理業務、環境整備のほか一般作業など。

■報酬 自分が働いた仕事に応じて支払われます。

■申込 義経公園内の高齢者事業団事務局まで。

■問合せ 高齢者事業団事務局 (☎83-5425)

2月4日(土)午後5時

全町アイスクャンドル一斉点灯

ご家庭で作ったアイスクャンドルに一斉に明かりを灯しましょう。

【協力家庭へのキャンダル配布】

■配布期限 2月3日(金)まで

※数に限りがあるため無くなり次第終了します。

■配布場所

総合福祉会館、ふれあい交流館、役場総合窓口、これっと総合体育館、図書館、つつじ館

※各施設の開館時間内にお受け取りください。

【とっておきの1枚募集!!】

皆さんの取組みを町のFacebookで紹介します!

一斉点灯時の写真1枚を2月5日(日)までにQRコードからメールで送ってください。

※写真はjpeg形式で5MBまで



■問合せ 地域の元気づくり課 (☎83-5407)

介護資金・生活資金・住宅資金
金・転宅資金・就学支度資金・結婚資金

■貸付対象・限度額・期間など
貸付資金の種類により異なりますので、資金を必要とする時期を考慮したうえで、早めにお問い合わせください。なお、修学資金の借入れを希望される方は、2月28日(火)までにご連絡ください。

子宮がん・乳がん・骨健診を実施します

健康ふくし課健康推進係 ☎83-5431

■日程 3月7日(火)

■場所 旭川がん検診センター

※バスでの送迎があります

・役場前：午前8時出発

・ふれあい交流館前：午前8時15分出発

■申込 検診日の1か月前までに健康ふくし課健康推進係まで。

献血にご協力ください

健康ふくし課社会福祉係 ☎83-5430

旭川赤十字献血センターの移動採血車が献血を実施します。

ご協力をお願いします。

■日時 2月19日(日)午前9～12時、午後1時30分～4時30分

■場所 ベストム東神楽店

農地を相続した時は届出が必要です

農業委員会事務局 ☎83-5440

相続、および法人の合併や分割、時効取得などにより農地を取得したときは、農業委員会へ届出が必要です。

届出の期限は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から、おおむね10か月以内となっています。

なお、相続された方が農地を耕作できない場合は、地区担当農業委員、または農業委員会事務局にご相談ください。

ナイトスケートリンクを実施します

地域の元気づくり課 ☎83-5407

東聖スケートリンクのオープン期間中、毎週土曜日は午後7時まで開放します。夜間の利用となりますので、小学生以下は保護者同伴でご利用ください。

※悪天候時除く

※数に限りがありますが、スケート靴の無料貸出あり。

令和4年度自衛官候補生を募集します

自衛隊旭川地方協力本部南地区隊 ☎55-0100

■資格 日本国籍を有し、採用

予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の男女

■受付締切

①2月6日(月)

②2月27日(月)

■試験日

①2月12日(日)または13日(月)

②3月5日(日)または6日(月)

■試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地(旭川市春光町)

※新型コロナウイルスの感染状況により変更や延期となる場合がございます。

『チエックアップ』の購入助成を終了します

健康ふくし課健康推進係 ☎83-5431

フツ素入り歯磨剤『チエックアップ』購入助成事業は、令和5年3月末日で終了となります。

なお、高校生(満18歳の年度末)までの子どもは、子ども医療費助成により、町内外の歯科

医院において自己負担なくフツ素塗布を受けられる場合があります。

詳しくは、各歯科医院へお問い合わせください。

また、今後は、1歳半・3歳

児各健診において、その時期に必要なホームケア用品やホーム

ケア方法の紹介などを実施して

いきます。

まちの情報

健康ふくし課健康推進係 ☎83-5600

参加してみませんか？ 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守ることができるよう開かれる講座です。

■日時 令和5年2月15日(水) 午後3時30分～5時

■場所 総合福祉会館2階 大ホール

■対象者

認知症について関心のある町民の方(町内勤務者も可)

■定員 40名(参加費無料) ■申込締切 2月10日(金)

■講師

東神楽町ケアプラン相談センター
ケアマネジャー 塚本 爵慶氏

■認知症サポーターとは

受講者は認知症サポーターとなりますが、特別なことをするものではなく、友人や家族に知識を伝える、身近に困っている人がいたら話を聴くなど、自分のできる範囲で活動を行っていただきます。



■問合せ・申込 健康ふくし課包括支援係 (☎83-5600)

高齢者基準緩和型通所サービス事業 あえる day を利用しませんか

軽い運動や交流、レクリエーション活動などを通じて要介護状態となることや、閉じこもりを予防するための活動の場です。楽しみながら健康を保ちましょう。

■対象者

65歳以上で、足腰が弱くなってきた、物忘れが気になる、意欲がわかず元気がなくなったなどの心配のある町民の方で、基本チェックリスト(介護予防の必要性をチェックする質問票)により対象となった方

※介護保険の要支援認定の方も対象となります

■場 所 東神楽町デイサービスセンター内

■実施日 毎週木曜、金曜(利用はいずれか週1回)

■定 員 木曜、金曜ともに12名

■利用料 1回につき300円(送迎あり)

※送迎を希望しない場合200円

※その他、昼食代500円

■問合せ 健康ふくし課包括支援係 (☎83-5600)

口座振替による前納は
2月末までにお申し込みを
旭川年金事務所 ☎25-56006
(音声案内2↓2)

国民年金保険料の納付に『口座振替』をご利用いただく、納付のたびに金融機関などに行き手間が省けるばかりか、納め忘れから年金が受けられなくなることもありませんので、とても便利で確実です。

また、4月分から翌年3月分まで、一定期間の保険料をまとめて前払い(前納)すると、保険料が割り引きになります。

口座振替での前納には、6か月分(4月分から9月分、10月分から翌年3月分)、1年分(4月分から翌年3月分)、2年分(4月分から翌々年3月分)の3つの振替方法があり、期間が長いほど割引額は増加します。

4月分からの口座振替による前納をご希望の場合は、2月末までに金融機関の窓口または年金事務所での申し込み手続きが必要です。

国民年金保険料の納付を
クレジットカードでも
旭川年金事務所 ☎25-56006
(音声案内2↓2)

国民年金保険料は、クレジット

トカードでも納付することができます。クレジットカード納付による2年前納も可能で、とても便利な納付方法です。

ただし、有効期限を迎えるクレジットカードの場合、更新時に改めて手続きが必要になる場合がありますので、ご注意ください。クレジットカード納付をご希望の方、またはクレジットカードの有効期限を迎える方は、旭川年金事務所へお問い合わせください。

大雪地区広域連合からの
お知らせ
大雪地区広域連合国保対策室
☎82-3697

■国民健康保険加入者向け傷病手当について

国民健康保険加入者かつ会社等に勤務し給与の支払いを受けている方が、新型コロナウイルスへの感染や発熱等の症状で感染が疑われ、一定の期間仕事を休むことにより給与が減額となった時、傷病手当金が支給される場合があります。

なお、申請には医療機関や勤務先の証明などが必要となります。詳しくは、大雪地区広域連合(☎82-3697)へお問い合わせください。

■重複多剤服薬に注意しましょう

病気やケガを治す薬も、同じ効能の薬を重複して使用したり、必要以上に多く服薬したりすると本来の効果が発揮されず、思わぬ副作用を引き起こすことがあります。

病院や薬局を利用する際は、自身が使っている薬の名前や使用頻度などを記録する『おくすり手帳』を必ず持参するようにしましょう。

また、おくすり手帳は病院ごとに使い分けるのではなく、一冊にまとめるようにしましょう。

北方領土の返還について
考えてみませんか
まちづくり推進課 ☎83-2113

北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。北方領土返還要求運動が始まってから60年以上が経過していますが、返還への具体的な道筋は今なお見えないまま現在に至っています。

北方領土問題の1日も早い解決を期待している北海道としては、道民世論の結集を図るため、2月7日の『北方領土の日』を中心に、啓発活動を展開しています。皆さんの北方領土返還運動へのご理解とご協力をお願いします。

お忘れなく! 自動車税種別割の住所変更

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。引っ越しで住所が変わった時などは、運輸支局で変更登録をしてください。次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ▼住所が変わったとき(変更登録)
- ▼自動車を売ったとき(移転登録)
- ▼自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

令和5年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

なお、変更登録が間に合わないときは、道税HPの『自動車税種別割住所変更手続』から納税通知書の送付先を変更してください。

※HPをご覧になりたい方は、『北海道 自動車税住所変更』で検索してください。

■問合せ 札幌道税事務所自動車税部(☎011-746-1190)

東神楽町にお住まいの方限定!

広報東神楽見たよ! ————

ゆたるときめき割引引きプレゼント!

入館料が通常1,400円(税込)のところ **1,100円** (税込) + アイスクリームプレゼント!!

※期限:2023年1月31日(火)まで ※特別時間を除く ※万葉の湯旭川館限定 ※他券サービス併用不可

ご利用の際は、東神楽町にお住まいであることが証明できる物のご提示と、万葉プレミアム会員へのご登録をお願い致します。

いつでも手ぶらでOK!

入館料全日 大人 **1,400円** (税込)

■バスタオル ■フェイスタオル ■浴衣付

新型コロナウイルス感染症予防対策実施中!!

「4つのお願い」にご協力お願い致します。

- 1 まずはご入浴
- 2 マスクの着用 ※ご入浴・ご飲食を除く
- 3 館内着のご着用
- 4 LINEで万葉プレミアムクラブの会員登録

万一、感染症陽性者の利用履歴等が判明した場合には会員様へLINEで情報を伝達致します。

年中無休/23時間営業(午前10:00~翌朝9:00) ※深夜2時より別途料金加算となります。
お問い合わせご予約は **TEL.0166-62-8910** ☎070-8061
旭川高砂台 北海道旭川市高砂台1-1-52

【有料広告】

ご協力ありがとうございました! 東神楽町共同募金委員会からのお知らせ
赤い羽根共同募金・歳末助け合い義援金の実績

■赤い羽根共同募金

昨年10月1日から展開した『赤い羽根共同募金』には、多くの皆さんの参加とご協力をいただきました。住民の皆さん、各企業をはじめ、運動推進にご協力いただいた女性ボランティア、小中学校児童・生徒の皆さんに厚くお礼申し上げます。

寄せられた募金は全額、民間の社会福祉事業など道内の福祉施設の設備、各種福祉活動や運動推進のために役立てられます。

また、東神楽町社会福祉協議会への助成金は、地域福祉活動やボランティア活動資金などに充てられます。

共同募金の実績	総額 154 万 2331 円
戸別募金 (行政区)	118 万 4000 円
企業募金	28 万 6000 円
学校募金	6997 円
街頭募金 (中止)	—
職域・個人ほか	6 万 5334 円

(令和4年12月31日現在)

■歳末助け合い義援金

昨年12月1日から実施した『歳末たすけあい運動』では、全町の皆さんのご支援により、多くの義援金が寄せられました。

ご協力いただきました町民の皆さんや関係団体の方々に厚くお礼申し上げます。

寄せられた義援金は、町民そろって明るいお正月を迎えるため、支援を必要とする世帯に対し、令和4年12月27日に直接届けられました。なお、助成内訳については、4月発行の社協だよりでお知らせします。

皆さんの温かいご協力ありがとうございました。

義援金の実績	総額 108 万 6900 円
戸別募金 (行政区)	104 万 3900 円
個人・団体募金	4 万 3000 円

(令和4年12月31日現在)

■問合せ 社会福祉協議会 (☎83-5424)

相続登記の申請義務化

❁ 相続登記義務化改正法は令和6年4月1日から施行、相続で不動産取得を知った日から3年以内に正当な理由がなく登記・名義変更をしないと10万円以下の過料の対象となります。

❁ 住所変更した場合も同様に、2年以内に正当な理由がなく手続きをしなければ5万円以下の過料の対象となります。(令和8年4月までに義務化)

お早めにご相談ください。(事前予約可)

🚶 新型コロナ 対人接触機会減少対策 ウィルス 感染予防対策実施中 駐車場完備

東神楽町ひじり野南2条3丁目4番8号

東かぐら司法書士事務所 司法書士 多田 進

問合せ 東かぐら司法書士事務所 0166-68-5768

【有料広告】

引っ越し 生前整理 遺品整理

「家の整理」でお困りではないですか?

見積り・相談は無料! お気軽にお問い合わせ下さい。

- ◆物があすぎてどうしていいかわからない
- ◆後々の家族の負担を減らしたい
- ◆親が施設に入るので実家を片付けたい
- ◆家を売却するのに家財を整理したい
- ◆使わなくなった物を買ってほしい

家を整理して
「気持ち」も整理して
みませんか?

引っ越しなどで不要になった物を高価買取!
再販可能な物は出来る限り買取します!

お部屋のお片付けや物置整理も大歓迎!
特殊清掃・消臭作業・美装も承ります!

オルデックグループ ■北海道公安委員会 旭東古第123130000521号 ■商品整理士認定協会 正務会員 ■旭川市競争入札参加資格者 ■産業廃棄物収集運搬業許可番号 05010213005 (積替保管あり) ■一般廃棄物収集運搬業許可 東神楽町・東川町 http://oldec.net ■旭川市ごみ減量等推進優良事業所シリアル認定

総合リサイクルショップ **Don-Den!!** ドンドン! プラント品 ジュエリー専門 **L.Pure** RECYCLE SHOP **ルピア**

永山店 旭川市永山3条9丁目1-27 営業時間 / 10:00~22:00 ☎(0166) 73-3131	大町店 旭川市大町2条3丁目21-5 営業時間 / 10:00~23:00 ☎(0166) 54-2626	旭川店 旭川市豊岡4条1丁目1-18 営業時間 / 10:00~20:00 ☎(0166) 37-9900	アモール店 旭川市豊岡3条2丁目2-19 営業時間 / 10:00~19:00 ☎(0166) 35-8844
---	---	---	---

【有料広告】

マイナンバーカードの申請は
ぜひ2月末まで！

くらしの窓口課戸籍窓口係 ☎83-5401

マイナポイント申込対象となるマイナンバーカードの申請期限が、令和5年2月末までに延長となりました。マイナポイントの受け取りを希望される場合は、必ず令和5年2月末までに申請をお願いします。

マイナンバーカードの申請サポートを郵便局で行います

くらしの窓口課戸籍窓口係 ☎83-5401

マイナンバーカードの申請サポート（写真撮影含む）を町内2か所の郵便局で実施します。

■実施期間 1月10日(火)～3月31日(金)

■実施郵便局

【東神楽郵便局】

南1条西1丁目1番1号

☎83-2100

【ひじり野郵便局】

ひじり野北1条9丁目1番8号

☎83-4649

※ふれあい交流館内の簡易窓口では受付できませんのでご注意ください。

■必要なもの QRコード付きのマイナンバーカード交付申請書（お持ちの方のみ）

※無い場合は手書き用交付申請書にご記入いただきます。

資源を出す際には『資源にならないごみ』の混入にご注意を！

資源として出されているものの中に、資源にならないごみが混入していることがあります。対象外のごみが混入していると、他の正しく出されているものも資源にできなくなる場合があります。

今一度分別ルールをご確認いただき、正しい分別をしていただくようお願いいたします。



紙ファイル⇒可燃ごみ



ティッシュ⇒可燃ごみ



硬い材質のプラスチック⇒不燃ごみ

■問合せ くらしの窓口課環境生活係 (☎83-5402)

コミュニティ助成事業で備品を整備しました！

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施しています。

この助成金を受けて、レクリエーション活動などで活用できるポータブルワイヤレスアンプなどの音響設

備、地域の集会や講習会等で活用できるデジタルワイヤレス補聴援助システムを整備しました。

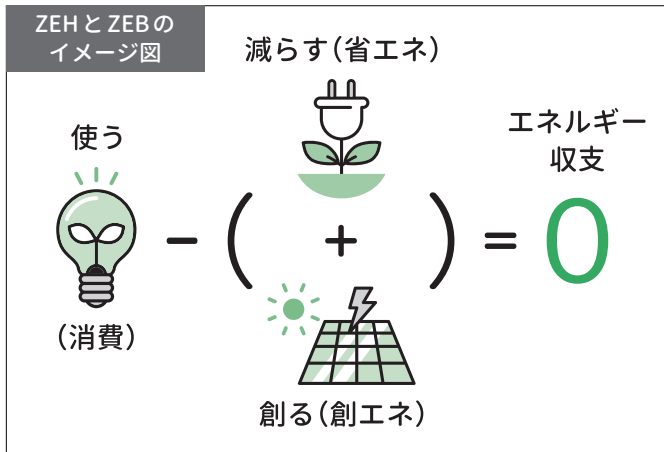
今後、公民館や町内会などの地域団体に活用され、地域におけるコミュニティ活動がますます活性化されることが期待されます。



■問合せ まちづくり推進課 (☎83-2113)

ゼロカーボンシティへの挑戦

環境に優しい住宅が主流に？『ZEH』と『ZEB』



新聞やテレビなどのメディアでも環境に関する話題が多く取り上げられている。『ゼロカーボン』をはじめとしたさまざまな専門用語が飛び交っています。

そんな中、『ZEH(ゼッチ)』や『ZEB(ゼブ)』という言葉も、聞いたり見かけたりしたことがある方も多いと思います。

この『ZEH』と『ZEB』は、家庭・企業・自治体が、それぞれCO2排出削減を進めるために、非常に重要なキーワードとなります。

【ZEH(ゼッチ)とは】

『Net Zero Energy House』の略語で、一般住宅等において、創るエネルギーと使うエネルギーの収支バランスをゼロ以下にする仕組みのことです。

よく新築物件情報などでZEH住宅が掲載されていますが、ZEH住宅はCO2排出削減にとっても有効なことから、国などの補助金を受けられる場合もあります。

なお、ZEH住宅として認定されるための主な条件は次の通りです。

- ①断熱性能が一定以上であること
- ②省エネ設備機器等を利用して基準から2割以上省エネであること
- ③太陽光発電などを採用して使うエネルギーより創るエネルギーの方が多くなること

【ZEB(ゼブ)とは】

『Net Zero Energy Building』の略語で、ZEHが一般住宅等を指すのに対し、ZEBは、環境対策が進んだビルなどの大型建物を指します。

一般住宅とは違い、大型建物はエネルギーの収支バランスをゼロにすることが極めて難しいため、下記のとおり認定基準が4段階に分類されています。

【ZEBの4段階の認定基準】

従来の建物に必要なエネルギーに対して…	
省エネと創エネで0%以下に削減	⇒ ZEB
省エネと創エネで25%以下に削減	⇒ Nearly ZEB
省エネで50%以下に削減	⇒ ZEB Ready
延べ面積10,000㎡以上でZEB Readyを見据えた建物	⇒ ZEB Oriented

※各認定基準には、その他にもさまざまな要件があります。詳しくは、環境省HPをご覧ください。

【メリットやデメリットは】

ZEHやZEBは、原則再エネ等を利用しエネルギー消費を全てまかなうことになるため、CO2排出量削減につながる上、光熱費も削減することができます。近年は、エネルギー資源の価格が高騰しているため、メリットは大きくなっています。

一方、デメリットとしては、初期費用が高くなるため、ランニングコストも含めて十分に比較検討する必要があります。

ゼロカーボンの実現には、建物の高性能化が必要不可欠であり、基準を満たした建物は今後どんどん増えていくことが予想されます。

2月 イベント カレンダー

※新型コロナウイルスの影響により、事業が中止となる場合があります。ご注意ください。

休館日案内 交流プラザつつじ館 東神楽町図書館

1日(水)		
2日(木)	【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	
3日(金)	わくわく教室 (これっと)	
4日(土)	ひがしかぐらウィンターフェスティバル 全町アイスクャンドル斉点灯 ナイトスケートリンク (東聖小)	
5日(日)		つ
6日(月)		図
7日(火)	大雪霊園様式型企画墓所申込開始 よちのび広場 (ティコット) 小林白炎墨絵詩書展 (図書館)	
8日(水)	すくすく広場 (ふれあい交流館)	
9日(木)		
10日(金)		
11日(土)	小林白炎&紀子アート教室 (図書館) ナイトスケートリンク (東聖小)	つ
12日(日)		つ
13日(月)		図
14日(火)	子育て講座 (ティコット)	
15日(水)	認知症サポーター養成講座 (総合福祉会館)	

SNSや防災無線もチェック!



16日(木)	助産師健康相談 (ふれあい交流館) 心配ごと相談 (ふれあい交流館) 【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	
17日(金)	のびのび広場 (これっと)	
18日(土)		
19日(日)		つ
20日(月)		図
21日(火)	よちよち広場 (これっと)	
22日(水)	子育て教育相談&2月誕生会 (ふれあい交流館)	
23日(木)	花のまちづくり講演会 (ふれあい交流館) 【診療所】終日休診	つ
24日(金)	健康相談 (つつじ館) 助産師健康相談 (つつじ館) すくすく広場 (ふれあい交流館)	図
25日(土)	おうまのおやこおはなし会 (ふれあい交流館)	
26日(日)		つ
27日(月)	子育て講座 (ティコット)	図
28日(火)	健康相談 (ふれあい交流館) すくすく広場 (ティコット)	



ご意見・ご感想を
お寄せください